

民法 出題趣旨

第1期

民法 162 条 1 項および 186 条 1 項の「所有の意思」の意味（占有権原または占有事情）、そして、最判昭和 58・3・24 民集 37 卷 2 号 131 頁の判旨と当てはめを理解しているか否かを問うている。最判平成 7・12・15 民集 49 卷 10 号 3088 頁参照。

第2期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

法人の代表者の行為（一般法人法 78 条）および使用者責任（715 条）による損害賠償責任の問題である。

まず、A が一般社団法人である場合でも、株式会社である場合でも、負傷した C は、自己（＝C）を負傷させた B に責任追及することが考えられ、BC 間には契約関係はないため、不法行為責任が問題となる（709 条）。この点については、一般不法行為責任の要件をきちんとあげて検討しているかが問題となる（配点割合 20 点）。

次に、A に対して損害賠償を請求することが考えられる。かりに A が一般社団法人である場合は、B は、A の代表理事であることから、一般法人法 78 条により A の不法行為責任を追及することが考えられる。ここではまず、一般法人法 78 条の要件が理解されているかが問題となる（配点割合 20%）。とりわけ一般法人法 78 条では、民法 715 条における使用者の免責が認められていないことが理解されているかが重要である（配点割合 20%）。

また、A が株式会社である場合には、A に対して、使用者責任に基づいて損害賠償を請求することになる（715 条）。この場合も、使用者責任の成立要件をきちんと挙げて、検討することが必要である。

なお、いずれの場合にも、事業執行性をどのように判断するか、とりわけ本件のような交通事故、事後的不法行為における事業執行性をどのように判断するかが問題となる（配点割合 20%）。

加えて、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合 20%）。

第3期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

交互侵奪に関する問題である。まず、Xの請求根拠が問題となる。Xは、Yの占有を侵奪した占有侵奪者であるが、判例・通説の理解によれば、占有を有する。この点がきちんと理解されているかが問題となる（配点割合 20%）。また、XがYに対して占有に基づいて自転車の返還を求める場合の要件を明示する必要がある（配点割合 20%）。

そこで、占有者が所有者に対して、占有回収の訴え（200条）を提起して、その返還を求めることができるかが問題となる。この点については、肯定説および否定説の対立があるが、いずれの見解を採るにせよ、説得力をもって自己の見解を主張する必要がある。また、自己の採る見解を一方的に述べるだけでなく、反対説の論拠に対してどのように応えているかも重要となる（配点割合 40%）。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合 20%）。

第4期

制限行為能力者（被補助人）の意義、行為能力、法定代理関係について根拠条文を挙げて説明することを求めている。

制限行為能力者の取引相手方の保護に関する判例を説明することを求めている（21条。最判昭和44・2・13民集23巻2号291頁）。

取消しの効果（121条）、原状回復の義務（121条の2）の内容を説明することを求めている。

第5期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そこで、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

複数契約または契約の一部不履行に伴う契約全体の解除の問題である。

かりにこれらの契約を別個の契約であるとするならば、複数契約の解除、すなわち、本件クラブの会員権契約の不履行を理由として、本件マンションの売買契約を解除することが

できるかが問題となる（541条）。解除の要件を明示すること（配点割合10%）、および複数契約の解除に関する判例の考え方を正確に明示する必要がある（配点割合30%）。

また、本問では、そもそも屋内プールを建設できないことを理由として、本件クラブの会員権契約を解除することができるかどうかも問題となる。言い換えるならば、要素たる債務の不履行があるか否かも問題となる（配点割合20%）。

他方、本件マンションの売買契約および本件クラブの会員権契約を一つの契約とみる場合には、契約の一部不履行による契約全体の解除の問題となる。この場合には、541条または542条1項5号に基づき契約を解除することが考えられる。とりわけ前者の場合、上記の判例の考え方との違いが生じ、それをどのように考えるかが問題となる（配点割合20%）。

さらに、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合20%）。